八　税関職員を派出させる保税地域（関税法施行令第二十九条の三の規定による派出の申請があったものに限る。）における第三百六十六条第八号及び第三百六十七条第一項各号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が定めるものに関すること。

九　沖縄地区税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十　金の輸出入の規制に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十一　外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものに限る。）。

十二　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項（同法第百五十五条の二において準用する場合を含む。次条第一項第三号及び第三百六十七条第一項第二十五号において同じ。）の規定により旅客が携帯して移出し、又は輸出する指定物品の確認に関すること。

（保税地域監督官の職務）

第三百六十二条　保税地域監督官は、次に掲げる事務（統括監視官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　保税制度の運営に関すること。

二　関税定率法及び関税暫定措置法に規定する製造工場に関すること。

三　関税暫定措置法第十四条及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条に規定する小売業者の承認及び承認を受けた小売業者の取締りに関すること。

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事務のうち、沖縄地区税関長の指定する保税制度の運営に係るものについては、認定事業者管理官において行わせることができる。

（密輸対策管理官）

第三百六十三条　沖縄地区税関の監視部に、密輸対策管理官一人を置く。

2　密輸対策管理官は、命を受けて、第三百六十条各号に掲げる事務を処理し、並びに上席監視官及び監視官の事務を総括する。

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官十八人以内及び監視官四十一人以内を置く。

2　上席監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十一条各号に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

3　監視官は、命を受けて、第三百六十条各号及び第三百六十一条各号に規定する事務を処理する。

（上席調査官及び調査官）

第三百六十三条の三　沖縄地区税関の監視部に、上席調査官及び調査官それぞれ一人を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第三百六十二条第一項各号に規定する事務を処理する。

（特別審理官の職務）

第三百六十二条　特別審理官は、前条第一項に規定する事務のうち特に重大な犯則事件で、沖縄地区税関長の指定する事件に係るものをつかさどる。

（企画調整官）

第三百六十三条　沖縄地区税関に、企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一　沖縄地区税関の所掌事務のうち特に重要なものとして、沖縄地区税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　開港及び税関空港に関すること。

［条を加える。］

［条を加える。］